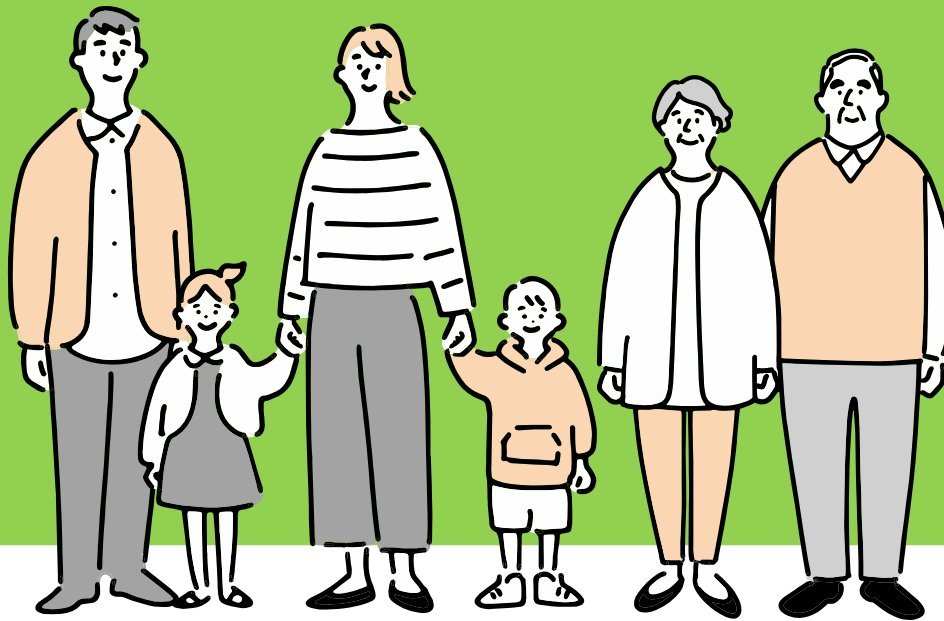


# サービスのご案内

# 「永住許可申請」

＜家族滞在ビザをお持ちの方＞



無断転載・複製・複写・Web上へのアップロードなど禁止します。  
Repost is prohibited



外国人永住ビザ申請サポート

運営：きたむら行政書士事務所



# 永住権取得の条件

< 家族滞在ビザをお持ちの方 >

- 1 配偶者の方：実態を伴った婚姻が3年以上経過し、かつ1年以上日本に在留していること。  
子の方：1年以上引き続き日本に在留していること。
- 2 扶養者の年収が300万円以上あること（扶養家族1名あたり+60~80万円）  
(確認対象期間5年)
- 3 住民税の未納、延納がないこと (確認対象期間5年)
- 4 年金、健康保険料の未納、延納がないこと (確認対象期間2年)
- 5 国税の未納がないこと
- 6 3年以上の在留期間を持っていること
- 7 刑罰を受けたり、交通違反を繰り返していないこと
- 8 身元保証人がいること



# サービスの内容

## サービスに含まれるもの

- 永住申請に関するご相談
- お客様にあわせた必要書類リストの作成
- 永住許可申請書と理由書の作成
- 必要書類の書式・見本のご提供
- 出入国在留管理局との事前相談、申請の代行
- 出入国在留管理局からの問合せ、追加書類通知対応
- 審査結果通知の受取り
- 新しい在留カードの出入国在留管理局から受取り
- 新しい在留カードのお渡し
- 不許可時の理由ヒアリングの同行
- 不許可時の再申請、再々申請  
(再度の申請が可能な場合)

## サービスに含まれないもの

- お客様に関する書類の収集  
(オプションで日本の役所関係資料  
収集の代行もできます)
- 就労先に関する書類の収集
- 外国語（英語は除く）書類の翻訳  
(オプション料金となります)
- その他、追加料金表をご覧ください



# サービス料金

## 基本料金

¥140,000 (許可時に印紙代¥8,000が必要です)

## 追加料金

- |                  |             |                      |
|------------------|-------------|----------------------|
| ・旅費              | : 実 費       | (名古屋市外の場合)           |
| ・日当              | : ¥10,000   | (愛知県外に出張の場合)         |
| ・日本の役所関連資料の収集代行  | : ¥30,000   | (着手金として頂戴します)        |
| ・家族1名同時申請        | : ¥50,000   | (許可時に印紙代¥8,000が必要です) |
| ・扶養者が経営管理ビザの方    | : ¥20,000   |                      |
| ・不許可からの再申請       | : ¥20,000   | (当事務所以外で申請した場合)      |
| ・不許可理由の確認同行      | : ¥20,000   | (当事務所以外で申請した場合)      |
| ・外国語書類の翻訳(1枚につき) | : ¥5,000    | (1枚あたり)              |
| ・申請取次なし          | : ▲ ¥20,000 | (お客様にて申請、問合せ対応、受取)   |



## サービスの流れ

1 無料相談

2 ご依頼



3 必要書類のご案内

※お客様に応じた必要書類をご案内いたします。

4 申請書作成とご確認

5 報酬金のお支払い

6 出入国在留管理局への申請代行

※出入国管理局への申請・問合せ対応・受取りは当方にて代行します。お客様は原則、入管に出向く必要はございません。

7 入国管理局からの問合せ対応

8 審査結果通知、在留カードの受取り

9 新しい在留カードのお渡し

# 無料相談をご利用ください



無料相談は、下記のいずれの方法でも可能です。

- (1) 当事務所でのご面談
- (2) お客様のご指定の場所でのご面談 ※遠方の場合は交通費をいただく場合がございます。
- (3) オンライン面談(ZOOM、LINE等)

お電話またはWebページのお問合せページよりお申し込みください。

お電話：052-307-4988 (中国語専用電話：080-9641-8825)

お問合せページ：<https://eiyyuu.com/contact/>



お問合せページ

# 返金保証について



**お客様に帰責事由なく不許可となった場合において、再申請が可能な場合は無償で再申請または再々申請いたします。  
その場合でも最終的に不許可となった場合は、報酬金は返金致します。**

※ 着手金をお支払い頂いている場合は、着手金は返金対象外となります。

**下記の場合は、返金保証の対象外となります。**

- (1) お客様都合による申請の取り下げ・お客様都合による申請の取下げ
- (2) 事実と異なる申告や不利益な事実を隠していた場合
- (3) 申請中の犯罪、税金の未払い
- (4) 入国管理局からの指示や当方業務にご協力頂けない場合
- (5) お客様都合による再申請、再々申請依頼辞退
- (6) その他法令等に定める欠格事項に該当する場合

※ 返金保証は事案によっては致しかねる場合がございます。その場合はご契約前にお伝えします。

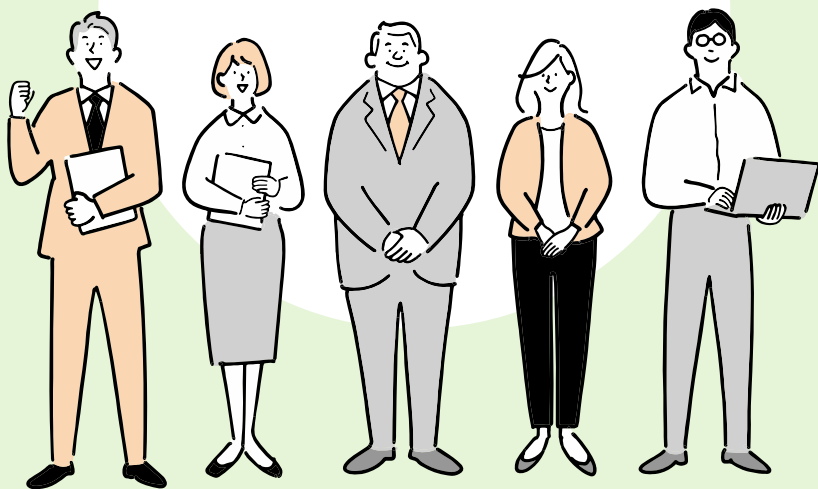
# 外国人永住ビザ申請サポート

運営：きたむら行政書士事務所

日本で頑張る外国人の方を応援します！

外国人の在留資格(ビザ)と外国人雇用管理の専門家です。

お気軽にお問合せご相談下さい。



〒464-0817

愛知県名古屋市千種区見附町1-14-A303

(地下鉄東山線本山駅徒歩1分)

☎ 052-307-4988

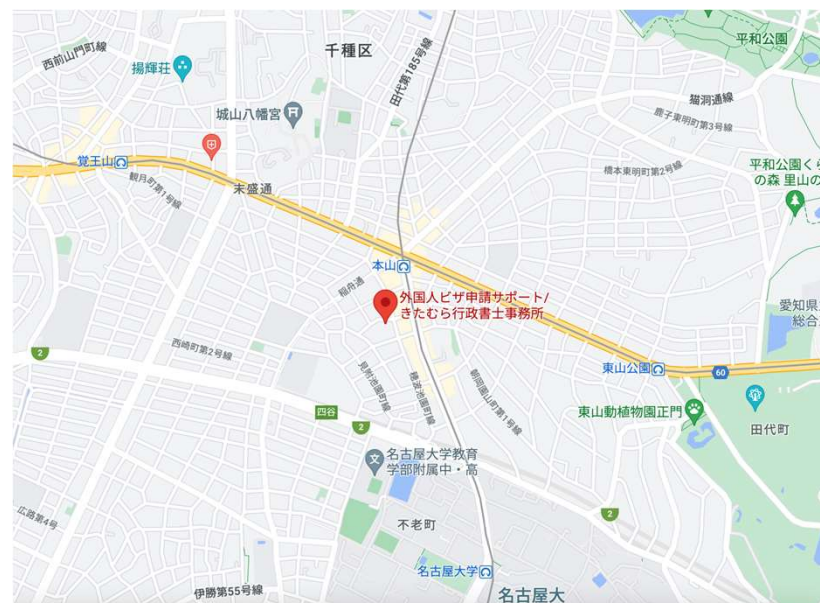
📞 080-9641-882(中国語専用電話)

✉ s-kitamura@kit-office.jp

📄 ホームページ  
永住ビザ申請 <https://eijyuu.com/>  
運営事務所公式 <https://kit-office.jp/>

📱 LINE友だち追加  
LINE ID: kitavisa

📱 WeChatで(中国語対応)  
お問い合わせ



Google map

